

## 再生資源の持ち去り禁止に関連する 「廃棄物の処理及び清掃に関する条例」の一部改正について

西宮市 環境局 環境事業部 美化企画課

### 1. 条例改正の目的

本市では、ごみの減量および再資源化を推進するため、生活系一般廃棄物について7種12分類の分別収集を実施していますが、近年、ごみステーションに排出された古紙・アルミ缶などの再生資源を第三者が無断で持ち去る行為が多発しています。

これらの行為は、持ち去られた再生資源が適正に処理されているか確認できないことに加え、市民のごみ減量・分別意識に影響を及ぼし、有価物（売却した際に利益が得られる物）を持ち去ることから市に財政的な損失も与えています。また、持ち去り時に発生する騒音や持ち去り後のごみの散乱などに対する市民からの苦情も多く寄せられています。

このような状況のなか、現行法令では、廃棄物は無主物（所有者がいない物）と解され、当該行為の規制は困難であることから、このたび「廃棄物の処理及び清掃に関する条例」を一部改正し、第三者による再生資源の持ち去り行為を禁止して、廃棄物の適正処理と快適な市民生活の確保を図ることにしました。

### 2. 「廃棄物の処理及び清掃に関する条例」一部改正（案）概要

現行条文（別紙記載）に以下の内容を追加します。

|                           |  |
|---------------------------|--|
| 再生資源の収集又は運搬の禁止<br>(第9条の2) | 市および委託業者等以外の者は、ごみステーション等に排出された再生資源（新聞・チラシ・雑誌・ダンボール等の古紙類、缶、びん等）を収集・運搬してはならないことを明記します。 |
| 違反者への対応<br>(第9条の2第2項)     | 市が違反者に対し、違反行為を行わないよう命ずることができることを明記します。   |
| 罰則<br>(第23条)              | 違反者が市の命令に従わない場合、20万円以下の罰金に処することができることを明記します。   |
| 両罰規定<br>(第24条)            | 法人等の従業者等が違反行為をした場合には、違反行為を行った者を罰するほか、法人等にも前条の罰金刑を科すことができるように明記します。                   |

\*改正条例内容は、パブリックコメントの実施後、改正（案）の審査を行う関係上、審査の過程において、その趣旨を改変しない範囲で表現の修正を行う場合があります。

### 3. スケジュール

平成29年6月市議会定例会への上程を予定しています。